

長野市寄附型自動販売機設置事業者選定に係る公募型プロポーザル実施要領

1 プロポーザルの趣旨

当市は令和3年5月に国の「SDGs未来都市」に選定され、「SDGs未来都市」として、市民のSDGsに対する理解を促すことで意識醸成を図り、持続可能な地域づくりを推進するため、令和4年8月、長野市役所の庁舎内に、長野市のSDGsの達成に向けた事業に売り上げの一部が寄附される「寄附型自動販売機」を設置した。

令和6年には「第2期SDGs未来都市計画」が開始し、より一層SDGsに対する市民の理解を深めることが必要である。そこで、市民がSDGsを身近に感じ、実践に繋げていくことを目的として、「寄附型自動販売機」を引き続き設置するに当たり、専門知識と経験を持ち合わせた、新たな提案ができる事業者を選定する必要があることから、公募型プロポーザル方式により寄附型自動販売機の設置事業者を選定する。

この要領は、寄附型自動販売機の設置に係る契約の相手方となる事業者の選定に当たり、公募型プロポーザルの実施方法等について必要な事項を定めるものとする。

2 設置の条件

別紙「長野市寄附型自動販売機設置に係る仕様書」参照

3 応募の条件

本プロポーザルの参加資格として、以下の要件をすべて満たす者とする。

(1) 一般的事項

- ①地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しないこと。
- ②長野市物品・製造等競争入札参加資格者名簿に登載されていること。
なお、契約において維持管理業務を維持管理者に行わせる場合には、維持管理者も上記登録が必要となる。
- ③長野市建設工事等入札参加者指名停止等措置基準（昭和60年5月1日制定）及び長野市物品等入札参加者指名停止等措置基準（平成18年4月1日制定）に基づく指名停止の措置を受けていないこと。
- ④会社更生法（平成14年法律第154号）第17条の規定による更生手続開始の申立て又は民事再生法（平成11年法律第225号）第21条の規定による再生手続開始の申立てをされた者（更生手続又は再生手続開始の決定を受けている者を除く。）でないこと。
- ⑤市町村税その他市町村に納付すべき使用料、手数料等を滞納していないこと。
- ⑥長野市暴力団排除条例（平成26年長野市条例第40号）第2条第2号に規定する暴力団員又は同条例第6条第1項に規定する暴力団関係者でないこと。
- ⑦経営内容等から、業務の履行に支障がなく、業務を履行するにふさわしい十分な知

識、経験、技術を備えており、かつ事業目的の達成、事業計画の遂行に必要な組織及び人員体制を有していること。

⑧共同企業体により参加する場合において、同時に2以上の共同企業体の構成員になっていないこと。

(2) 共同参加

業務には、複数の事業者等による共同参加ができるものとする。この場合、別に定める「共同企業体協定書」を指定日までに提出すること。また、本業務に関する責任は、代表事業者が負うこととする。なお、参加要件は、「3(1) 応募者の資格」の項目の全てを満たしていることとし、同時に2以上の共同企業体の構成員になっていないこととする。

(3) 本事業の遂行のために必要な事項

①過去に、国又は地方自治体において自動販売機の導入実績があること。

②自動販売機の設置業務において、自ら管理・運営する3年以上の実績を有すること。

③法人にあつては長野地域連携中枢都市圏域内（※）に本店、支店又は営業所等を有し、個人にあつては、長野地域連携中枢都市圏域内に住所を有すること。

※長野市、須坂市、千曲市、坂城町、小布施町、高山村、信濃町、小川村、飯綱町いずれかの市町村内

(4) 一企業一提案

一の応募者につき1件の応募提案に限り、複数の応募提案は認めない。また、一の企業が複数の応募者への参加を通じて2件以上の応募提案をすることも認めない。

4 応募に関する質問

質疑及び回答は次のとおりとする。なお、説明会を開催しないことから、疑問点等は以下のとおり問い合わせること。

(1) 受付方法

本プロポーザルの実施（本実施要領及び仕様書の内容）に関する質問については、質問書（様式6-1及び6-2）を電子メールに添付し「12 提出先・問い合わせ先」宛てに送信したうえ、着信確認の電話連絡をすること。

(2) 受付期間

令和7年2月6日（木）午後4時まで

(3) 回答方法

質問者及び参加資格者全員に対し、原則として電子メールにより回答する。

(4) 回答日

令和7年2月7日（金）まで

(5) その他

- ①電話並びに口頭による質問、指定の様式によらない質問書及び受付期間を過ぎた質問書は、受け付けない。
- ②共同企業体の場合は、代表者からのみ質問を受け付ける。
- ③質問書の内容について不明な点等がある場合は、質問者に対し事務局から電話等で確認を行う。
- ④現地確認を希望する場合は、「12 提出先・問い合わせ先」に現地確認を希望する旨の連絡をすること。自動販売機の機種によっては、商品の補充やメンテナンスのための扉の開閉等に支障がある場合もあるので、参加申込までに設置場所の確認をすること。

5 参加申込書の提出

本プロポーザルに参加を希望する者は、以下の提出書類を、電子メール又は郵送で提出すること。電子メールの場合は、到着確認のため、「12 提出先・問い合わせ先」まで電話連絡すること。郵送の場合は、本市への到着が証明できる書留等によるものとし、受付期間内に到達したものを有効とする。

なお、参加申込書を提出した場合であっても、随意契約の相手方として決定されるまでは、いつでも参加を辞退することができるものとする。ただし、その際には辞退届（任意様式）を速やかに提出すること。

(1) 提出書類

- ①参加申請書（様式1）
- ②事業所概要調書（様式2）
- ③業務実績書・サービス拠点申告書（様式3）※1
- ④誓約書（様式4）※1
- ⑤共同企業体協定書（様式5）※1・※2
- ⑥定款（法人格を有しない場合は、運営規約に相当するもの）
- ⑦登記簿又は履歴事項全部証明書（法人格を有しない場合は、目的、名称、所在地、資産の総額、代表者の指名及び住所を記載した書類）
- ⑧市町村税の滞納がないことを証明する書類（写し可）
- ⑨直近2期分の事業報告書、貸借対照表及び損益計算書（又はこれらに類する書類）
- ⑩設置する自動販売機の資料（カタログ等）※3

※1 電子メールの場合は、押印したものをPDF形式で送信すること

※2 共同参加申請をする場合のみ

※3 設置予定の自動販売機が仕様に適合しないと認められる場合は、参加申込者に対し、機種変更を指示する場合がある。

(2) 提出期限

令和7年2月17日（月）午後5時（必着）

(3) 提出先

長野市企画政策部企画課（「12 提出先・問い合わせ先」参照）

(4) 参加資格の合否決定

提出後から令和7年2月18日（火）までに電子メールで通知する。

※「参加申請書（様式1）」の「2 連絡先 E-mail」欄を必ず記入すること

6 企画提案書等の提出

企画提案書等の提出は、次のとおりとする。

(1) 企画提案内容

「別表1」の企画提案評価項目一覧に記載する評価項目について、提案内容を記載すること。

なお、市民のSDGsに対する理解をより一層深めるとともに、長野市のSDGsの達成を目指し、次の2点について特に重視して評価する。

①子育て支援事業に対する寄附額の提案

市は、市内の一般の自動販売機設置に係る貸付料の現況を踏まえて算定した、寄附型自動販売機設置に係る貸付料591,000円を全額減免する。提案者は貸付料が全額減免されることを踏まえ、子育て支援事業への寄附額を提案すること。なお、寄附額の提案方法は、売上に対する寄附率及び年間想定寄附額とすること。

②基本方針及びSDGs達成に向けた取組

市と連携した取組や啓蒙活動など、SDGsの理念を実現するために提案者が考えている取組の内容について、具体的な実施方法や実施時期等を提案すること。

(2) 提出書類

①企画提案書

(ア) 様式及びページ数は任意とする。

(イ) タイトルページに提案者名を記載し、各ページにはページ番号を記載すること。

(ウ) プレゼンテーションの時間は10分を予定しているため、分量に配慮すること。

(エ) A4サイズで印刷されることを想定し、文字サイズ等に配慮すること。

②寄附見積金額及びその積算内訳書（任意様式）

年間売上額、売上に対する寄附率及び年間想定寄附額を必ず記載すること。

(3) 提出方法

①7部印刷し、持参又は郵送により提出するとともに、電子メールに提出書類のデータを添付し「12 提出先・問い合わせ先」宛てに送信したうえ、着信確認の電話連絡をすること。ファイル容量が5MBを超える場合は、本市のファイル転送サービスを利用するので事前に連絡すること。

②ファイル形式は「PDF」とすること。

(4) 提出期限

令和7年2月17日（月）午後5時必着

(5) 提出された企画提案書等の取り扱い

- ①提案書等の作成及び提出に係る経費は提案者の負担とする。
- ②提出された全ての書類は返却しない。
- ③提出後の差し替え、追加及び削除はできない。
- ④提出書類は、本プロポーザルの実施以外の目的には使用しない。
- ⑤提出書類は原則として公表しない。ただし、長野市情報公開条例（平成13年条例第30号）に基づく開示請求があった場合は、提案者が事業を営む上で競争上又は事業運営上の地位その他正当な利益を害すると認められる情報を除き、この限りではない。
- ⑥提出書類は、本プロポーザルの実施に当たり必要な範囲において複製及び印刷することがある。

7 選定の方法

(1) 選定委員会の設置

委託候補者は、「長野市寄附型自動販売機設置事業者選定委員会（以下「選定委員会」という。）を設置して選定する。

(2) 選定方法

選定委員会は、企画提案書及びプレゼンテーションの内容に基づき、総合的に評価し選定を行う。

①各評価者は、提案内容を評価項目ごとに評価し、「別表2」の評価基準に基づき採点する。

②企画提案書及びプレゼンテーションによる各評価項目の配点は、「別表3」のとおりとする。

③合計得点の算出方法

ア 各評価者の各評価項目における採点による得点（「採点」×「配点」＝「得点」）を算出する。

イ 全評価項目の得点を合計して、当該提案者の得点を算出する。

ウ 上記イによる全評価者の得点を合計して合計得点を算出する。

④最低基準点（最高得点の70%以上）を満たし、かつ最も高い合計得点の者を選定対象事業者（優先交渉権者）として決定する。

(3) 優先交渉権者の選定

企画提案書及びプレゼンテーションの内容を総合的に検討し、最も優れた企画運営能力を有すると認められる者を、優先交渉権者とする。

なお、選定結果は、別途文書で速やかに通知する。

(4) 選定過程の非公開

選定委員会は非公開とする。

また、審査及び選定結果並びに当該内容についての質問・異議申し立ては一切受け付けない。

(5) プレゼンテーションの実施

- ①日 時 令和7年2月26日（水） 午後3時 ～
- ②参加人数 3名以内
- ③方 法 長野市大字鶴賀緑町1613番地 長野市役所5階
詳細については、別途参加者に通知する。
- ④所要時間 提案者からの説明10分、選定委員による質疑10分

8 失格事項

- (1) 提出書類に虚偽の内容が記載されているとき。
- (2) プレゼンテーションに不参加のとき（プレゼンテーションの開始時間から正当な理由なく5分以上遅れた場合を含む）。
- (3) その他、選定委員会が不相当と認めるとき。

9 契約についての留意点

(1) 契約の締結

- ①優先交渉権者として決定した者と設置に関する詳細や契約の締結に関して必要な協議を行い、契約の交渉を行う。
- ②優先交渉権者との契約締結交渉の結果、合意に至らなかった場合又は優先交渉権者の本プロポーザルにおける失格事由若しくは不正と認められる行為が判明した場合は、順次、次の順位以降の者を繰り上げて、その者と契約の交渉を行う。
- ③契約内容は、仕様書及び企画提案書に基づき、本市と借受人（設置者）が協議する。協議が整った場合は、市有財産賃貸借契約書により契約を締結する。
- ④本市は、契約締結後においても借受人が本提案における失格事由又は不正と認められる行為が判明した場合は、契約の解除ができるものとする。
- ⑤契約に要する費用は、借受人の負担とする。

(2) 契約の解除

次に該当する場合、市は賃貸借契約の解除ができるものとする。

- ①市が施設の管理運営上必要と認めるとき。
- ②借受人あるいは維持管理者が自動販売機の管理運営に支障があると市長が認めたとき。

10 その他

- (1) 本プロポーザルに関する手続において使用する言語及び通貨単位は、日本語及び日本国通貨とする。
- (2) 提出書類の作成等、本プロポーザルの参加に要する費用は、全て提案者の負担とする。
- (3) 本プロポーザルの参加者は、不知又は内容の不明を理由として、異議を申立てることはできない。
- (4) 業務の実施により生じた特許権等の知的財産権は、原則として発注者に帰属する。
- (5) 業務の遂行に当たっては、労働基準法（昭和22年法律第49号）、労働安全衛生法（昭和47年法律第57号）ほか労働関係法規を遵守し、適正な労働条件の確保に努めること。
- (6) 本要領に定めのない事項は、地方自治法（昭和22年法律第67号）、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）、長野市財務規則（平成6年長野市規則第3号）、長野市契約規則（昭和60年長野市規則4号）及び長野市の指示によること。

11 実施スケジュール

実施スケジュールは以下のとおりとする。なお、スケジュールは必要に応じて変更する場合がある。

- | | |
|---------------------|--------------------|
| (1) 質疑の受付 | 令和7年2月6日（木）午後4時まで |
| (2) 参加申込書及び企画提案書の受付 | 令和7年2月17日（月）午後5時まで |
| (3) プレゼンテーションの実施 | 令和7年2月26日（水） |
| (4) 選定結果通知 | 選定後速やかに通知 |
| (5) 仕様の協議及び見積 | 令和7年3月上旬（予定） |
| (6) 契約締結 | 令和7年3月下旬（予定） |
| (7) 事業の開始 | 契約締結後 |

12 提出先・問い合わせ先

〒380-8512 長野市大字鶴賀緑町1613番地
長野市企画政策部企画課（長野市役所第一庁舎6階）

担当者：清水、穂苺

電話：026-224-5010（直通）

FAX：026-224-5103

E-mail：kikaku@city.nagano.lg.jp

※連絡は、原則として電子メールを利用し、件名を「長野市寄附型自動販売機設置〇〇について」とすること。

別表1 企画提案項目一覧

項目	記載内容
1 基本方針及びSDG s 達成に対する取組	提案者のSDG s に対する企業としての取組、企業姿勢及び寄附型自動販売機の設置目的を達成するための本市と連携したSDG s の取組、啓蒙活動等
2 業務経験、業務実績及び仕様書への該当性	国や地方公共団体での設置実績、管理・運営実績及び自動販売機の規格、管理方法、販売商品の種類等
3 寄附率及び想定寄附額	総売上に対する寄附率、年間想定寄附額
4 その他効果的な実施のための自由提案	売上や寄附額増加のための取組、今後の展開等
5 管理・運営力	設置から寄附までの運営体制、提案者の強み等

別表2 提案内容の評価基準

評価基準	採点
非常に優れている	5点
優れている	4点
標準的	3点
標準より劣る	1点
評価に値しない	0点

別表3 評価項目の配点

評価項目	配点
1 基本方針及びSDG s 達成に対する取組	30点
2 業務経験、業務実績及び仕様書への該当性	10点
3 寄附率及び想定寄附額	40点
4 その他効果的な実施のための自由提案	10点
5 管理・運営力	10点
合計	100点

【様式1】

令和 年 月 日

長野市長宛

参加申請書

長野市寄附型自動販売機設置事業者選定に係る公募型プロポーザルに参加したいので、必要書類を添えて申し出ます。

参加にあたり、参加資格要件を満たしていること、また提出書類の内容は事実と相違ないことを誓約します。

1 申請者	所在地	(〒 -)
	事業者名 (法人名)	
	代表者 職・氏名	
2 連絡先	担当者部署	
	担当者氏名	
	電話番号	
	E-mail	
	所在地 (1と異なる場合 のみ記載要)	(〒 -)

【様式2】

事業所概要調書

事業者名（法人名）			
設立年月	年 月	資本金	円
従業員数	従業員 人（うちパート 人）		
業種			
事業内容			
同業他社と比べてPR したい点			
本プロポーザルと類似 した設置実績（※1）			
長野市への事業者登録 の有無（※2）	あり ・ なし (ありの場合、長野市入札参加登録番号：)		

注) ※1 事業内容や実績等が分かる資料を提出すること。

※2 令和4・5・6年度物品・製造等競争入札参加資格者名簿に登録されていることを指します。

【様式3】

業務実績書・サービス拠点申告書

令和 年 月 日

長野市長 荻原健司 宛

住所又は所在地
商号又は名称
代表者氏名

印

- 1 国又は地方自治体における自動販売機の設置実績については下記のとおりです。

設置場所の所有者	設置施設の名称等	所在地		設置台数	設置期間

(記載上の留意点)

- (1) 自動販売機の設置実績が複数ある場合、寄附型自動販売機の設置実績を優先して記載してください。
- (2) 寄附型以外の自動販売機の設置実績が複数ある場合、当市及び当市に近い市町村を優先して記載してください。
- (3) 「設置場所の所有者」欄は次のとおり記載してください。
 - ・国又は地方公共団体の場合は、「〇〇省」又は都道府県・市町村名
 - ・団体又は民間企業等の法人の場合は、団体名又は企業名

【様式3】

2 自動販売機の設置実績については下記のとおりです。

設置場所の所有者	設置施設の名称等	所在地	設置台数	設置期間

(記載上の留意点) (1)自ら管理・運営する3年以上の実績を記載してください。

(2)「設置場所の所有者」欄は次のとおり記載してください。

- ・国又は地方公共団体の場合は、「〇〇省」又は都道府県・市町村名
- ・団体又は民間企業等の法人の場合は、団体名又は企業名

3 (法人の場合)長野地域連携中枢都市圏域内における本店、支店又は営業所等の所在地は下記のとおりです。(個人の場合)個人名(商店名)、所在地は下記のとおりです。

氏名(商号名称及び代表者氏名)	住所(所在地)

※ 法人登記簿謄本等により所在地が確認できない場合は、会社概要パンフレット等、所在地を確認できる書類を添付すること。

【様式4】

誓 約 書

令和 年 月 日

長野市長 萩原 健司 宛

所在地

事業者（法人）名

代表者 職 氏名

実印

私は、寄附型自動販売機の設置に係る入札（見積）にあたり、下記の内容について誓約します。

記

- 1 現在及び今後、上記契約が締結された場合にあつてはその契約期間が満了するまで、長野市暴力団排除条例（平成26年長野市条例第40号）第2条第2号に規定する暴力団員又は同条例第6条第1項に規定する暴力団関係者でないこと。
- 2 現在及び今後、上記契約が締結された場合にあつてはその契約期間が満了するまで、長野市建設工事等入札参加者指名停止措置基準（昭和60年5月1日施行）及び長野市物品等入札参加者指名停止等措置基準（平成18年4月1日施行）別表第3に掲げる措置要件に該当しないこと。
- 3 この誓約について虚偽であったことが判明した場合又はこの誓約に反した場合は、当方が不利益を被ることとなっても、異議は一切申し立てないこと。
- 4 貴職から求めがあれば、当方の役員等名簿（生年月日を含む）を提出し、これらの書類から確認できる個人情報を貴職が長野中央警察署又は長野南警察署に提供することに同意すること。
- 5 自動販売機の管理運営の実績があり、その管理・運営に支障がないこと。
- 6 設置事業者に決定した場合、長野市公式ホームページに設置事業者名及び決定金額等を掲載すること。

【様式5】

長野市寄附型自動販売機設置にかかる共同企業体協定書

- 自由に記載をお願いします。ただし、以下の内容は必ず記載してください。
- 目的（共同参加を組むことにより展開する分野の名称・目的・内容等）、名称、事業所の所在地、成立の時期及び解散の時期、構成員の住所及び名称、代表者の名称、代表者の権限、業務の分担、構成員の責任、業務途中における構成員の脱退に対する措置、構成員全ての印鑑の押印。

【様式6-1】

令和 年 月 日

実施要領に関する質問書

事業者名

担当者名

電話番号

E-Mail

※行が足りない場合は追加してください。

No.	該当ページ	質問事項
1		
2		
3		
4		

【様式6-2】

令和 年 月 日

仕様書に関する質問書

事業者名

担当者名

電話番号

E-Mail

※行が足りない場合は追加してください。

No.	該当ページ	質問事項
1		
2		
3		
4		